

令和 5 年度の休眠会社等の整理作業 (みなし解散)について

令和 5 年 10 月 12 日の時点で、最後の登記をしてから12年を経過している株式会社(以下「休眠会社」といいます。)又は最後の登記をしてから5年を経過している一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「休眠一般法人」といいます。)は、まだ事業を廃止していない場合には、その届出をする必要があります。
令和 5 年 12 月 12 日までに必要な登記(役員変更等)の申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしない限り、同月 12 日付けで解散したものとみなされ、

職権で解散の登記がされますので、御注意ください。

令和年度においては、

令和 5 年 12 月 12 日(火)まで

管轄の法務局に届出又は登記がされないときは、解散したものとみなされます。

会社法の規定により、株式会社の取締役の任期は、原則として2年、最長でも10年とされており、取締役の交替や重任の場合にはその旨の登記が必要ですから、株式会社については、取締役の任期毎(少なくとも10年に一度)に、取締役の変更の登記がされるはずですが、また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、一般社団法人及び一般財団法人の理事の任期は2年とされ、同様に少なくとも2年に一度、理事の変更の登記がされるはずですが、

登記が懈怠している場合には裁判所から **100 万円以下の過料決定**がなされる可能性があります。

法人顧問様向け

かんたん任期管理プラン

会社の本店住所と商号・任期・決算日をお聞かせください。

プラン内容

任期到来月に Chatwork での連絡を行います。

(メール等でも可能ですが、Chatwork を推奨しております。)

入力手数料:不要(~20社まで)

(ただし、謄本取得代金として 332 円/社が発生いたします。)

▼申込はこちらから▼



司法書士事務所M a y